

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 平成29年6月5日

【会社名】 株式会社アクアライン

【英訳名】 Aqualine Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大垣内 剛

【本店の所在の場所】 広島県広島市中区上八丁堀8番8号

【電話番号】 082 - 502 - 6644 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 小林 寿之

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

【電話番号】 03 - 6758 - 5588 (代表)

【事務連絡者氏名】 財務・経理部長 平野 真生

【縦覧に供する場所】 株式会社アクアライン東京支社  
(東京都千代田区霞が関三丁目2番5号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成29年5月30日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成29年5月30日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金15円 総額 28,860,000円

ロ 効力発生日

平成29年5月31日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

当社社会が営んでいる事業内容に合わせ、現行定款2.(目的)に子会社の事業目的を追加するものであります。

#### 第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、大垣内剛、小林寿之、谷上淳子、磯嶋和彦および馬場正信の5名を選任するものであります。

#### 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式割当ての為の報酬決定の件

当社取締役に対して、従来の取締役の報酬等の額とは別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を、年額45,000千円以内(うち社外取締役は1,800千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含みません。)として設定するものであります。

#### 第5号議案 監査役の報酬改定の件

監査役の報酬額について、これまでの支給実績、他社水準及び監査役の員数等を総合的に勘案し、年額20,000千円以内と改定するものであります。

#### 第6号議案 退任取締役に対する特別功労金贈呈の件

大垣内好江氏の功労に報いるため、特別功労金20,000千円を贈呈するものであります。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	15,067	2	-	(注)1	可決 95.91
第2号議案 定款一部変更の件	15,068	1	-	(注)2	可決 95.92
第3号議案 取締役5名選任の件					
大垣内 剛	15,068	1	-	(注)3	可決 95.92
小林 寿之	15,065	4	-		可決 95.90
谷上 淳子	15,066	3	-		可決 95.91
磯嶋 和彦	15,068	1	-		可決 95.92
馬場 正信	15,068	1	-		可決 95.92
第4号議案 取締役に対する譲渡 制限付株式割当ての 為の報酬決定の件	15,059	10	-	(注)1	可決 95.86

第5号議案 監査役の報酬改定の件	15,057	12	-	(注)1	可決	95.85
第6号議案 退任取締役に対する 特別功労金贈呈の件	14,995	74	-	(注)1	可決	95.45

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。